

伊賀市へ転入された皆さまへ

三重県知事選挙及び三重県議会議員補欠選挙のお知らせ

令和7年9月7日に三重県知事選挙及び三重県議会議員補欠選挙が行われます。

令和7年6月1日までに伊賀市に転入され、引き続き伊賀市にお住まいの方は令和7年9月1日に選挙人名簿に登録されますので、伊賀市でこれらの選挙に投票することができます（令和7年5月21日から6月1日までの間に伊賀市に転入された方は、伊賀市で期日前投票ができない期間があります）。

令和7年6月2日以降、三重県内の市町から伊賀市に転入された方で、投票日において、引き続き伊賀市に住まわれている場合は、伊賀市に転入する前のお住まいである市町での投票となり、投票方法は下記の1か2の方法による投票となります。

（県議会議員伊賀市選挙区補欠選挙には投票できません）

1 選挙人名簿に登録されている市町の投票所での投票

【伊賀市に転入する前のお住まいの市町】

（1）当日投票（令和7年9月7日）

（2）期日前投票

（知事：令和7年8月22日～9月6日）

（県議：令和7年8月30日～9月6日）一部の市町のみ実施

- 投票所で、『引き続き三重県内に住所を有する旨の証明書』を提出していただく必要がありますので、事前に旧居住地の戸籍担当課や、伊賀市住民課または各支所（上野支所を除く）にご相談ください。
- 投票所に当該証明書を持参しない場合でも、県内市町の選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票することができますが、関係市町への確認に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。



2 伊賀市での不在者投票

（知事：令和7年8月22日～9月6日）

（県議：令和7年8月30日～9月6日）一部の市町のみ実施

- 選挙人名簿登録地の市町の選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、伊賀市において不在者投票をすることができます。手続き等詳細については、以前にお住まいの市町選挙管理委員会にご確認ください。
- なお、投票用紙等を請求いただく際、『引き続き三重県内に住所を有する旨の証明書』を添付する必要がありますので、事前に旧居住地の戸籍担当課や、伊賀市住民課または各支所（上野支所を除く）にご相談ください。

注意事項

次の方は、令和7年9月7日執行の三重県知事選挙及び県議会議員補欠選挙の投票はできません。

- ① 県内市町で選挙人名簿に登録されていない方（以前にお住まいの市町で、引き続き3カ月以上居住されていない方）
- ② 県内市町の選挙人名簿に登録されていても、登録後県外転出したことがある方

詳しくは選挙管理委員会事務局までお尋ねください

伊賀市選挙管理委員会事務局（電話 0595-22-9601）